

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

建築工事の工期遅延違約金

Q: 建築業者に店舗の建築工事を請け負わせましたが、工事が遅延し契約書上の引渡日に間に合わなかったため、契約に定められている違約金を受け取りました。

この違約金は、所得として申告するのでしょうか。

A: 所得として申告する必要はありませんが、店舗の取得価額はこの違約金を控除した価額となります。

【解説】

店舗建築工事請負契約の内容は、契約で定めた店舗を契約期日までに完成し引渡すというものですから、工期遅延の違約金は、店舗の完成引渡しの遅延を原因として契約に基づいて工事代価が減額されるもので、一般的には値引と同じ効果をもつものと解されます。

一方、減価償却資産の取得価額は、購入した資産については、その資産の購入価額とその資産を業務の用に供するために直接要した費用との合計額とされています。

したがって、ご質問の場合、工期遅延違約金が所得になるということはありませんが、請負工事代価から受け取った工期遅延違約金を控除した金額を店舗の購入価額とし、これにその他の費用を加算して店舗の取得価額を計上することになります。

